

## 学校法人沖縄キリスト教学院ハラスメント防止規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人沖縄キリスト教学院（以下「本学院」という。）において、ハラスメントの防止のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について、必要な事項を定めることにより、本学院の全ての学生及び職員等に対し、公正、安全で快適な環境の下に、学習、教育、研究及び就業の機会と権利を保障することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程におけるハラスメントとは、次に掲げる行為をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動（性的な関心や欲求に基づくものをいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動又は性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動を含む。）により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育・研究又は職場環境を悪化させることをいう。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場における地位又は権力を背景にして行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の学習・研究意欲を低下させ、又は学習・研究環境を悪化させることをいう。

(3) パワー・ハラスメント

職場の優位性を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えること又は職場環境を悪化させることをいう。

(4) マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育児休業・介護休業等の取得などを理由として上司・同僚等からの否定的な言動により職場環境を悪化させることをいう。

(5) SOGI・ハラスメント

相手方の性的指向や性自認などを理由として差別的・否定的な言動により相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育・研究又は職場環境を悪化させることをいう。

(6) その他のハラスメント

前5号以外の不適切な言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育・研究又は職場環境を悪化させることをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程におけるハラスメントの対象者は、次のとおりとする。

(1) 本学院と雇用関係にある者、派遣労働者等、本学院において就労する者（以下「職員等」という。）

(2) 本学院の設置する学校において就学する学生及び受験生

(3) 求職者又は委託業者等、本学院の業務遂行に関係する者

(管理体制)

第4条 本学院は、ハラスメントに関する方針等を明確にし、その周知・啓発を行わなければならない。

- 2 本学院におけるハラスメント防止のための責任者は、学長とする。
- 3 学長は、本学院のハラスメントの防止及び対応に関する業務を統括し、これに関連する問題が生じた場合は、理事長に報告の上、迅速に対処しなければならない。
- 4 各部館長等は、この規程の周知徹底を図り、ハラスメントを防止しなければならないとともに、これに関連する問題が生じた場合は、直ちに学長に報告しなければならない。
- 5 職員等を管理・監督する地位にある者及び学生を指導する立場にある者は、次の事項に注意してハラスメントを防止しなければならないとともに、これに関連する問題が生じた場合は、各部館長等に報告しなければならない。
  - (1) 日常の執務又は教育・研究を通じた指導等により、ハラスメントに関する注意を喚起し、その認識を深めさせること。
  - (2) 学生及び職員等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントが生じることがないように配慮すること。

(ハラスメント防止委員会)

第5条 本学院に、ハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の適切な措置を行うため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

- 2 防止委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。この場合、一方の性が片寄らないよう配慮する。
  - (1) 学長
  - (2) 人文学部長
  - (3) 地域こども保育学科長
  - (4) 事務局長
  - (5) 学生支援部長
  - (6) 教学支援部長
  - (7) その他学長が指名する専任教職員若干名
- 3 防止委員会の委員長（以下「委員長」という。）は学長とし、防止委員会を招集し、議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、予め委員長の指名を受けた者がその職務を代行する。
- 5 防止委員会は、必要に応じて学外専門家の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 第2項各号に掲げる者がハラスメント当事者となる案件については、各号に掲げる者の代わりに委員となるものを理事長が指名する。第2項第1号に掲げる者がハラスメント当事者となる場合は、理事長が委員のうちから指名した者を当該案件に係る委員長とする。
- 7 第2項第1号に掲げる者が理事長を兼務する場合は、第6項中「理事長」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

(防止委員会の任務)

第6条 防止委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメントの防止に関する基本方針を策定すること。
- (2) ハラスメントの防止に係る啓発及び研修を企画・実施すること。
- (3) 前2号について本学院の設置する各学校間で調整すること。
- (4) 相談員(第8条に定めるハラスメント相談員をいう。以下同じ。)の職務に係る具体的事項を検討すること。
- (5) 相談員の行ったハラスメント事案への対応を確認、検討すること。
- (6) 相談員等からハラスメント事案の調査要請があった場合に、調査の可否を検討し、理事長へ進言すること。
- (7) 調査の結果を審議し、ハラスメントの有無の認定を行うこと。
- (8) ハラスメントの再発防止に係る改善策を検討・実施すること。
- (9) その他、ハラスメントに係る重要な事項に関すること。

2 委員長は、防止委員会の任務の状況について理事長に報告し、必要に応じて進言するものとする。

(ハラスメント相談窓口及び相談員)

第7条 ハラスメントの相談を受け付けるため、次に掲げる窓口を設置する。

- (1) 職員等及び本学院の業務遂行に関係する者並びに受験生、求職者の相談窓口は、総務課とし、総務課長が相談にあたるものとする。
- (2) 本学院に就学する学生(研究生、科目等履修生を含む。)の相談窓口は、学生課並びに学生相談室とし、原則として学生課長が対応するものとする。学生相談室に相談があった場合は、カウンセラーと学生課長が連携し、相談対応を行うものとする。
- (3) 相談窓口の担当者が当事者の場合は、事務局長が対応する。

2 相談に際しては、所定の用紙に相談内容及びその理由、具体的措置を求める場合はその内容、その他相談者本人が考える事項等を記載して提出しなければならない。相談の取り下げに際しても同様の手続きを踏むこととする。

(相談員の任務)

第8条 相談員の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメント行為を受けたと認識し、相談、苦情、救済等を申し立てた者(以下「申立人」という。)に対し、事後の対応についての助言及び支援を行うこと。
- (2) 申立人が相手方との話し合いによる解決を求めた場合において、相談員は、相手方と面談し、必要に応じて両者の調停を図ること。
- (3) 前2号の相談・調停等について、適宜その進捗状況を委員長に報告し、進めていくこと。
- (4) 申立人が調査を要請した場合、相談員は、防止委員会に対し、当該事案の調査及び解決のための支援を要請すること。

2 相談員は、相談及び面談に当たって、その内容について記録を残しておかなければならない。

(調査の要請)

第9条 前条第1項第4号の規定により、依頼を受けた防止委員会は、事案毎に調査委員会を設置し、調査を依頼するものとする。

(調査委員会の設置及び任務)

第10条 調査委員会は、委員長が指名する次の各号に掲げる職員をもって組織する。この場合、一方の性が片寄らないよう配慮する。また、調査委員会は必要に応じ、外部の専門家を当該委員会に置くことができる。

(1) 教育職員 若干名

(2) 事務職員 若干名

2 調査委員会がハラスメント事案の調査を行うに当たっては、申立人及び相手方（以下「当事者」という。）、相談員及び関係者から公正な立場で事情聴取を行うものとし、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。

3 前項のほか、調査委員会による調査に当たっては、学校法人沖縄キリスト教学院公益通報者保護規程第11条から第13条の規定を準用する。

4 調査委員会は、調査結果を取りまとめ委員長に提出し、報告することとする。提出する調査結果には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 事案の経過

(2) 当事者及び関係者の主張、要望及び調査委員会の見解

(ハラスメントの有無の認定)

第11条 防止委員会は、当該ハラスメント事案の調査報告の内容を審議し、ハラスメントの有無を認定する。

2 委員長は、直ちに審議結果を当事者に対して通知する。

(懲戒処分等)

第12条 委員長は、ハラスメント行為の事実が認定された場合は、理事長及び当該ハラスメントの行為者が所属する部館長等に対して当該認定事実を通知する。

2 委員長は、本学院の就業規則、学則等の学内諸規程に基づく処分等について、適正な措置をとるものとする。

(再発防止の取組み)

第13条 防止委員会は、ハラスメント行為が認定された事案について、再発防止策を検討する。

(遵守事項)

第14条 当事者及び関係者は、相談、事情聴取等に際しては真実を述べ、偽りの申出をしてはならない。

2 当事者及び関係者は、いかなる場合においても相談及び苦情を申し立てた者並びにその関係者に対して、報復的行為その他不利益な取扱いをしてはならない。防止委員会は、そのような行為又は取扱いの行われぬよう配慮するものとする。

3 この規程にかかわる委員、相談員、調査委員会、その他手続において関係する者は、

次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た情報を他に漏らさないこと。
- (2) 職務の遂行に当たって、当事者及び関係者の名誉、プライバシー等の人権を不当に侵害しないこと。
- (3) 申立人及び関係者がハラスメントに関し相談・苦情等を申し立てたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行わないこと。

(事務の所掌)

第 15 条 この規程に関する事務は、総務課が行う。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、防止委員会及び法人事務連絡会議の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学校法人沖縄キリスト教学院におけるハラスメントの防止等に関する規程（2008 年 10 月 23 日施行）は、廃止する。

(所定用紙)

年 月 日

ハラスメント相談窓口

相談者氏名： 印

### ハラスメントに関する相談について

1. 相談内容

2. 相談理由

3. 希望する具体的措置の内容

4. 相談者の意見

5. 相談を取り下げる場合はその理由